

富山県立大学大学院看護学研究科履修規程

(最終改正 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）

第13条の規定に基づき、看護学研究科の授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目の必修又は選択の区分等については、別表のとおりとする。

(指導教員)

第3条 学生について、指導教員を定めるものとする。また、指導教員は学生に対する単年ごとの研究指導の内容及び方法を明示した研究指導計画書（様式1）を作成するものとする。

(履修申請)

第4条 履修申請については、富山県立大学看護学部履修規程（以下「看護学部履修規程」という。）第3条第1項から第4項までの規定を準用する。

(修士論文、特定課題研究論文及び博士論文の提出)

第5条 博士前期課程研究コースにおいて、所定の授業科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者は、修士論文を提出することができる。

2 博士前期課程専門看護師コースにおいて、所定の授業科目を46単位以上修得した者又は修得見込みの者は、特定課題研究論文を提出することができる。

3 博士後期課程において、所定の授業科目を16単位以上修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第6条 博士前期課程において、学生が、他の大学の大学院との協議に基づき、当該大学の大学院において履修した授業科目については、看護学研究科委員会の議を経て、4単位を超えない範囲内で、大学院学則第19条の2第1項の単位に算入することができる。

(授業科目修了の認定、試験に関する不正行為、単位認定の対象授業科目、再履修及び追試験)

第7条 授業科目修了の認定、試験に関する不正行為、単位認定の対象授業科目、再履修及び追試験については、看護学部履修規程第8条から第12条までの規定を準用する。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、試験を行わない授業科目の評価については、合格又は不合格をもって表すことができる。

2 修士論文、特定課題研究論文又は博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格をもって表すものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1（第 3 条関係）

令和 年度 富山県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 研究指導計画書

(作成日：令和 年 月 日)

学籍番号		学生氏名	※自筆署名
課程	博士前期・博士後期	入学年度・ 年次・ 修了予定年度	令和 年度入学・ 年次・ 令和 年度修了予定
コース名	研究 ・ 専門看護師	研究分野名	
研究題目			
研究指導計画	主指導教員名：		副指導教員名：
	研究計画（目標、研究活動の過程、学会発表、論文作成等を含む）：学生が記入		
	研究指導計画：指導教員が記入		
特記事項			
主指導教員確認サイン		※自筆署名	